

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視及び影響調査に関する今後の活動方針について

平成 17 年 12 月 26 日
男女共同参画会議決定（案）

男女共同参画会議が今後重点的に監視を行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は、次のとおりとする。 については、影響調査も併せて行うこととする。

男女共同参画基本計画（平成 12 年 12 月 12 日閣議決定）（以下「基本計画」という。）の重点目標 3「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」及び重点目標 4「農山漁村における男女共同参画の確立」のうち、能力開発に係る施策並びに重点目標 10「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」の「多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実」に掲げる施策

基本計画の重点目標 1「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」の都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定